

ソーシャルビジネス(SB)事業化助成金

地域が抱える社会的課題を
ビジネス手法で解決するプランを募集

募集期間： 12月1日（火）～12月25日（金）
締切： 12月25日（金）当日消印有効

助成金額上限：200万円
種別：助成事業

少子化やさらなる高齢化の進展など、横浜は今まさに大きな転換期を迎え、子育て・福祉・環境等の社会的課題は多様化・複雑化しています。こうした地域が抱える社会的課題を、ビジネスの手法で解決し、暮らしやすい社会の実現や雇用の創出などにつなげるソーシャルビジネスへの期待はますます高まっています。

地域の課題解決を図る事業を新たに開始する事業者のみなさまからビジネスプランを募集・審査し、優秀なプランとして選抜された方へ、最大200万円の資金を助成し、事業化を応援します。

助成が決定された方には、横浜市とともに次のようなサポートも用意しています。

- ビジネスプランのブラッシュアップ**
- 事業PRなどの広報支援**
- ビジネスパートナーとの出会いの機会を提供**

社会起業家等応援事業 ソーシャルビジネス（SB）事業化助成金 応募要領

●対象事業

横浜市内で、地域が抱える子育て・福祉・環境等の社会的課題をビジネスの手法で解決する事業

●対象者

次の①または②いずれかに該当する方で、平成28年3月31日以降も継続した運営が行われる事業

①1年以内の起業を予定し、横浜市内で新たな事業を行う方

②横浜市内に主たる事務所があり、事業に着手してから3年以内の法人・個人事業主で、当該事業について新たな事業計画を有する方

●組織形態

常勤者が1名以上で、中小企業基本法第2条で定義された中小企業及び収益を伴う事業型NPO法人等

※次に該当する事業を行うまたは行おうとする事業者は、本制度の公共性、公益性を確保するという観点からご応募頂いてもお断りする場合があります。

- (1)公序良俗に反する恐れのあること
- (2)政治性、宗教性があること
- (3)暴力団等反社会的勢力
- (4)法令等に抵触する恐れのあること
- (5)その他社会的・市民生活的な観点から適切でないこと

●助成額・詳細条件ほか

種別	助成事業
助成額	上限200万円（直近事業年度の売上額の1/10以内*詳細条件10参照）
助成内容	助成対象経費の1/2以内
対象事業	次の①または②いずれかに該当する方で、平成28年3月31日以降も継続した運営が行われる事業 ①1年以内の起業を予定し、横浜市内で新たな事業を行う方 ②横浜市内に主たる事務所があり、事業に着手してから3年以内の法人・個人事業主で、当該事業について新たな事業計画を有する方
売上規模	前年度売上 1億円未満の事業者
経費額	助成対象経費の総額が30万円以上のもの
詳細条件 注意事項	<ol style="list-style-type: none">1 応募は1事業者につき1件のみとします。代表者が同一人のもの、役員の過半数が重複するもの、助成金等の振込先が同一である者等は、同一事業者とみなします。2 当該年度において、横浜市経済局及びその関係団体が実施する助成事業の対象者は対象外とします。3 助成金等交付額は、助成率を算出した後の1万円未満の端数は切り捨てます。4 本事業は財源となる資金の範囲内とし、財源が不足する場合は補助額を減額する場合があります。5 市税の滞納者は対象外とします。（拠点地となる市町村の納税証明書等を提出いただきます。）6 技術を伴う事業については特許などすでに取得していることとします。7 応募プランの知的財産権は応募者に帰属します。ただし、特許・実用新案などの知的財産権、企業秘密やノウハウなどの情報の法的保護については、応募者の責任において対策を講じた上で申請ください。これに関して当財団及び審査委員は何ら責任を負わないものとします。8 個人情報や事業情報等については本人の同意がない限り当該事業以外には使用しません。また、審査過程において関わる外部審査委員等への情報提供についても適切に取り扱います。9 助成金交付日から2年間は横浜市内で事業を営むこととし、助成金交付後の翌年度及び翌々年度においては、当該年度末までに事業報告書等を提出していただきます。10 新規に創業する場合は、事業計画書の売上計画額の1/10以内とします。

※「事業開始日」：事業化し、市内に事業所を設け、広く市民に商品やサービスの提供を開始する日。

（新規に創業する場合は、開業届を提出した日とし、開業届により確認します。法人設立の場合は、設立年月日とし、商業登記簿謄本により確認します。新規創業以外の場合は、事業開始を証明する書類等を確認します。）

※新規創業以外の場合、新たに当該事業に係る専任者を必ず1名以上配置してください。

※助成金交付決定後に1活動目的、2事業執行体制、3市外への事業所を設置して実施する事業等、対象事業に係る重要な変更がある場合、定められた期間内に事業を開始しなかった場合は、交付決定を取り消すことがあります。

●審査基準

審査は有識者による審査委員会により、次の基準で行います。

- ①「地域社会への貢献性」：地域社会にとって要請が高い事業か
- ②「実現可能性」：事業を継続的に実施可能な具体的な事業計画及び執行体制を有しているか
- ③「事業収益性」：収益性があり事業継続が可能な事業か

●対象経費

下表に掲げる経費で、事業実施に際し必要かつ適当と認められるもの。

項目	内容
設備費	建物の改修費 ・事業化に必要な建物・施設の改修、増改築に係る経費 ただし、個人所有のものを除く。
	備品費 ・事業化に必要な資材、機材、情報機器、ソフトウェア等の購入費
	車両に係る経費 ・事業化に必要な車両の購入、改修に係る経費 ただし、団体名義のものに限る。
広告宣伝費及び印刷製本費	・当該事業開始に係るチラシ等の新聞折り込み、パンフレット作成等の広告宣伝費 ・事業化に必要な資料の原稿料、印刷費 ・事業化に必要な研修等の資料の原稿料、印刷費 ・当該事業開始に係る利用案内等の印刷費
外注費	・事業化に必要な外注費 ただし、外注費を除く助成対象経費の1/3と、100万円のうち少ない方の額を上限とする。
謝金及び社員教育費	・事業化に必要な相談、指導、アドバイスの専門家等謝金 ・事業化に必要な研修、講演会等の講師謝金、参加費
使用料及び賃借料	・当該事業で専有する事業所、駐車場等の賃料及びこれらの賃貸借契約における礼金 ・当該事業で専有する施設・機材等の使用料 ・当該事業で専有する機材・情報機器・ソフトウェア・車両等のリース料 ただし、上記費用については、事業開始日より前3か月、後3か月の通算6か月以内に係る費用を対象とする。
人件費	・当該事業に直接従事する職員等（団体の代表者、個人事業主の本人及び個人事業主と生計を一にする家族を除く）に対する給与・賃金（役員報酬は除く）。 ただし、上記費用については、事業開始日より前3か月、後3か月の通算6か月以内に銀行振込により支出した費用を対象とし、かつ人件費を除く助成対象経費金額と200万円のうち、少ない方の額を上限とする。また、実績報告書の提出時に発生した費用の証憑として該当する人件費を含む源泉徴収票の写しを添付することが可能な費用のみを対象とする。

(1) 事業開始日の3か月前から事業開始日までに発生した費用で、実績報告書提出までに支出が確認できるものが対象経費となります。ただし、「使用料及び賃借料」「人件費」は、事業開始日から前後3か月、通算6か月以内に発生した経費を対象とします。

(2) 次の経費は対象外とします。

賃借物件等の保証金、敷金、仲介手数料／土地・建物の取得、整備に伴う経費／食糧費／保険料／ガソリン代／金券（切手やプリペイドカード等を含む）／振込手数料／各種申請に係る経費（申請代行手数料を含む）／公租公課（消費税は対象となります）／実績報告の際に領収書の添付がない経費／事業開始後の費用の前払／通信運搬費（郵送料、電話代、ネット回線使用料）／交通費・出張旅費（高速道路料金を含む）／水道光熱費／消耗品費／領収書の総額が1万円未満の経費／

※当該プランで、横浜市とその関係団体の助成制度等の資金支援を受けている場合は、同一の経費は対象外となります（申請中及び申請予定のものも含まれます）。

●スケジュール（予定）

12月1日（火）募集開始

↓ ・応募書類を作成し、簡易書留にてご郵送ください。

12月25日（金）応募〆切（当日消印有効）

↓

1月中旬 ・日程調整の上、ヒアリングを実施する場合があります。

↓

1月下旬 ・書類審査実施

↓

2月中旬 ・最終審査（プレゼンテーション審査等）

↓

3月上旬 ・最終審査結果通知

●助成金の交付の流れ

①交付決定者は、事業を始める1週間前までに事務局に連絡し、事業開始後2週間以内に「事業開始報告書（第9号様式）」を提出。

※交付決定日において、すでに事業を開始している場合は、交付決定日後2週間以内に「事業開始報告書（第9号様式）」を提出。

②対象経費の支払い等を証明する書類を添付して「実績報告書（第10号様式）」等を提出。確認後、交付額の確定を行い、「助成金交付通知書（第12号様式）」を交付します。

③交付通知書の交付条件に従い「助成金交付請求書（第13号様式）」を提出すると経費が交付されます。

※平成29年3月31日までに確実に事業を開始してください。

●応募方法

・書類入手方法

次のURLから応募書類(様式)をダウンロードして入手してください。

<http://www.idec.or.jp/kigyو/cb.php>

・応募方法

所定の応募書類に添付書類を添え、**12月25日（金）**までに次の応募先に簡易書留にて郵送してください**（当日消印有効）**。

●問い合わせ先・応募先

〒231-0011 横浜市中区太田町 2-23
横浜メディアビジネスセンター 7F
公益財団法人 横浜企業経営支援財団
経営支援部経営支援課
TEL：045-225-3714
FAX：045-225-3738
e-mail：keiei@idec.or.jp

■JR・横浜市営地下鉄「関内駅」徒歩5分

■みなとみらい線「馬車道駅」、「日本大通り駅」
徒歩5分

